

# 中小の転廃業促す

## 地銀などに対応要請

### 金融庁、返済猶予から転換

金融庁は中小企業金融円滑化法に基づき返済猶予を受けた中小企業に対し、転廃業を促す方針に転換した。金融機関への立ち入り検査でこれまで返済猶予を求めてきたが、無条件で返済を猶予するのではなく、金融機関が抜本的な企業再生に取り組みよう促す。官民ファンドの地域経済活性化支援機構で新事業に再挑戦する中小企業経営者を後押しする新制度も年内にも始める。

円滑化法は中小企業への資金繰り支援のため2009年12月に導入され、13年3月に終了した。その後金融庁は返済猶予の促進と、金融機関に返済の促進を求めていたが、今後は「抜本的な企業再生」を求める方向にカジを切る。近々始める地銀への検査でも取引先の持続可能性を個別に聞き取り、地銀が取引先企業の転廃業に取り組みよう促す。借り手の中小企業の経営者にとって、融資の返済猶予はもう刃の剣だ。返済期限の延長など融資を求めているが、融資の返

資産超過段階で「廃業」を選んだ場合のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
経営者	最大460万円の生活費と自宅を残せる	資産売却、徹底した情報開示、弁済計画作りなど負担
会社	転業や事業譲渡できれば雇用も確保	会社自体がなくなってしまう
金融機関	破産時と比べ損失負担が少なくなる	一定の債権放棄が必要に

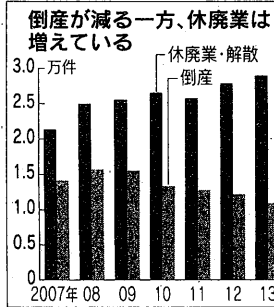


政府と金融業界団体との意見交換会であいまつる麻生金融相(4日、金融庁)

▼地域経済活性化支援機構 2013年3月18日に官民共同出資で発足した。中小企業金融円滑化法の終了に合わせて、日本航空を支援した企業再生支援機構を改組した。

旧機構の業務を引き継ぎ、初年度は不良債権となつた企業の過剰債務を削減する業務に力を注いだ。地域金融機関と共同でファンドも設立している。

条件を優遇してもらう利点がある一方、猶予期間中に返済原資となる本業の収益力が回復しないこと、最終的には金融機関の存在だ。自宅など私財をすべて回収されるリスクがあり、債務超過である経営者の8割に付いている「経営者保証」の存在だ。自宅など私財をすべて回収されるリスクがあり、債務超過である経営者の8割に付いている「経営者保証」の存在だ。



金融機関の貸し渋り・貸しはがしは激減。倒産は減って、今年2月まで猶予に応じていた。

一部の金融機関は先行して廃業促進に取り組んでいる。岐阜県の大垣共立銀行は「事業整理支援ローン」を販売し、静岡銀行も転廃業支援で16件

信金中では創業や成長、経営改善といった中小企業の段階に合わせた支援体制を整える。経営改善や事業承継では、外部の専門機関との連携も進める。

中小企業金融円滑化法が終了し、今月末で丸1年が経過する。倒産件数は1月に23年ぶりの低水準を記録するなど、法的整理に追い込まれる企業は激減した。一方、後継

## 後継者不足など問題なお

者難といった中小企業を取り巻く構造問題は解決していない。今後は金融機関が債権放棄など抜本的な金融支援に動き出すかが焦点となる。

円滑化法に基づき条件を緩めた融資件数は高止まりしている。4〜12月は86万件に上り、申し込みに対し実行した割合も約97%。金融機関は企業のほぼ申し込み通り返済

16カ月連続で前年実績を下回った。なかには景気回復で業績が回復する企業もあるが、経営者の高齢化と後継者不足という構造問題が根強くある。資産が債務を上回る状態での事業の継続を断念し、休業業が解散した企業の数は2013年に約3万社と過去最多に上った。

後継者不足など問題なお

16カ月連続で前年実績を下回った。なかには景気回復で業績が回復する企業もあるが、経営者の高齢化と後継者不足という構造問題が根強くある。資産が債務を上回る状態での事業の継続を断念し、休業業が解散した企業の数は2013年に約3万社と過去最多に上った。

信金中金と子会社の信金キャピタルが新ファンド「しんぎんの翼」を設立。全国の信用金庫の取引先を対象に今後5年間、株式など資本や資本金を供給する。ファンドによる資金供給で、信用金庫による融資の呼び水にする狙いもある。

信金中金が総額50億円を中央金庫は、中小企業の成長を支援するためのファンドを立ち上げる。総額50億円で6月下旬にも運営を始める。創業段階の企業や高成長が見込める事業を手掛ける企業を対象に、普通株式や優先株で資金を供給し、企業の投資を促す。

金融庁は経営難の中小企業の転廃業を促すため、地域経済活性化支援機構を活用する。企業の資産が負債を上回っている段階で金融機関に債務免除(金融機関から見れば債権放棄)を申請でき

るようになる。貸し手の複数の金融機関間の調整を機が肩代わりし、経営者が過度な責任を問われないようにする。

今国会に同機構法改正案を提出し、施行時に新たな支援基準を作る。これまで借手手が経営難の企業である不良債権を支援対象にしていた。新基準では「誠実な経営姿勢」適切な情報開示など借り手の資質を調べ、よければ金融機関がこうした企業向けに持つ正常

を再行した。東京商工リサーチは「後継者がいない企業は痛みが広がらないうちに廃業を選ぼうとしている」という。

債権も支援する。支援する借手企業に①早期の事業再生の事業再編②業態転換③休業業といった選択肢を検討してもらう。仮に廃業となっても工場跡地など資産をマンションなどに有効活用できる。破産しても手元に残るお金に失業給付相当額を上乗せし、経営者に最大460万円まで残すことを認める。会社員になった後に再起を探ることも可能となる。

中小企業の成長

信金中金が総額50億円を中央金庫は、中小企業の成長を支援するためのファンドを立ち上げる。総額50億円で6月下旬にも運営を始める。創業段階の企業や高成長が見込める事業を手掛ける企業を対象に、普通株式や優先株で資金を供給し、企業の投資を促す。

信金中金が総額50億円を中央金庫は、中小企業の成長を支援するためのファンドを立ち上げる。総額50億円で6月下旬にも運営を始める。創業段階の企業や高成長が見込める事業を手掛ける企業を対象に、普通株式や優先株で資金を供給し、企業の投資を促す。